消費経済審議会製品安全部会
議事録

日時：平成 21 年 12 月 15 日（火曜日）15:00～17:00
場所：経済産業省本館 2 階 2 西 8 共用会議室

議題
1.「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」及び「乗車用ヘルメット」の技術基準改正について
2.子供のライター使用による事故の防止を図るため、消費生活用製品安全法での安全規制の対象化について
3.そ　の　他

議事内容
【開会】
○三木製品安全課長　それでは、まだお見えでない委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、只今から消費経済審議会製品安全部会を開催させていただきたいと思います。
　委員の皆様方、お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。
　それでは、以後の議事進行を向殿部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
○向殿部会長　部会長を仰せつかっております向殿です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【大臣官房審議官挨拶】
○向殿部会長　まず最初に眞鍋大臣官房審議官から御挨拶をと思いますので、よろしくお願いいたします。
○眞鍋大臣官房審議官　経済産業省大臣官房審議官の眞鍋でございます。
　本日は、年末のお忙しい中、お集まりいただき、また平素から経済産業省の製品安全行政に御協力を賜りまして本当にありがとうございます。
　製品安全の世界、安心して暮らせる生活、そういったものの重要性が消費社会の成熟、あるいは少子高齢化といった社会環境の変化の中でますます重要になっていることは今さら私から申し上げるまでもございません。また、行政の制度面におきましても、もうこれは古いことになってしまったのかもしれませんけれども、重大製品事故の報告・公表制度、こういったものもスタートして１年半になりますし、今年の春でございましたか、長期使用製品についてどうするか、こういった対策も新たにスタートしたところであります。
　また、今年の９月でございますけれども、消費者庁が新たに設立されるというようなことでございまして、私ども経済産業省の製品安全に関係している部署としましても、消費者庁とも連携を緊密にしながら施策の推進に努めているところでありまして、この分野の行政の充実をますます図っていかなくてはいけないというふうに考えております。
　そういった状況を踏まえまして、今日の部会でございますけれども、限られた時間ではございますが、幾つかの議題を詰め込ませていただいております。
　1 つには、家庭用の圧力なべ、あるいは乗車用ヘルメットの技術基準の見直しということでございます。これらは既に消費生活用製品安全法の品目に指定されているわけでございますけれども、その技術基準のあり方につきまして、製品の進歩の状況でありますとか、あるいは国際的な基準の動向でありますとか、そういったものを踏まえまして、見直しを御議論いただきたいというふうに思っております。
　また、新たな項目といたしましてライターでございますけれども、これにつきまして、これを誤使用というかどうか、そういった問題がございますけれども、事故が起きている

ではないかといったようなことがございまして、それについて経済産業大臣のほうから消費経済審議会のほうに諮問をさせていただいたところでございますけれども、これを受けて御議論を今日からまた始めていただきたいと思っているところでございまして、限られた時間ではございますけれども、忌憚のない御意見をお寄せいただきますようお願い申し上げまして私からの御挨拶に代えさせていただきたいと思います。
　本日はよろしくお願いいたします。
○向殿部会長　ありがとうございました。

【委員紹介】
○向殿部会長　それでは、次に、事務局より委員の交代及び出欠の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
○三木製品安全課長　初めに、新しく審議に御参加いただきます委員の方を御紹介させていただきます。
　日本チェーンストア協会、鈴木委員の御後任といたしまして、井上委員でございます。
○井上委員　井上でございます。よろしくお願いいたします。
○三木製品安全課長　新たに日本リユース業協会より長澤委員に御参加いただくことになりました。
○長澤委員　長澤です。どうぞよろしくお願いいたします。
○三木製品安全課長　それから、社団法人全国中小貿易業連盟、犬飼委員の御後任として伊藤委員に御参加いただきますけれども、本日は御欠席でございます。
　続きまして、委員の皆さんの御出欠を確認させていただきます。
　今委員、それから伊藤委員におかれましては本日欠席と伺っております。
　なお、本日は議題の 1 及び 2 に関連いたしまして、意見陳述をいただきたく御出席いただいております。御紹介させていただきます。
　日本金属ハウスウエア工業組合、事務局長代理、瀬戸明様でございます。
○瀬戸氏　新潟より参りました日本金属ハウスウエア工業組合の事務局をしております瀬戸です。よろしくお願いします。
○三木製品安全課長　続きまして、社団法人日本ヘルメット工業会、事務局長、中西勲様でございます。
○中西氏　ヘルメット工業会の中西でございます。よろしくお願いいたします。
○三木製品安全課長　続きまして、社団法人日本喫煙具協会会長、廣田良平様でございます。
○廣田氏　廣田でございます。ひとつよろしくお願いいたします。
○三木製品安全課長　以上でございます。

【資料の確認】
○向殿部会長　それでは、次に、資料の確認をさせていただきたいと思います。事務局のほうでお願いいたします。
○三木製品安全課長　それでは、配付資料の確認をさせていただきます。
　本日お配りしております資料は、一番上に議事次第がございまして、そこに配付資料の一覧を記載してございます。
　おめくりいただきまして、資料 1、委員名簿。
　資料 2 としまして、「「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」及び「乗車用ヘルメット」の技術基準改正(案)について」ということで、資料 2 に参考 1、参考 2、参考 3 という形で資料 2 の附属資料を付けてございます。
　それから、資料 3 でございますけれども、「子供に対するライター使用の安全対策として、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定することについて」という資料がございまして、この資料 3 につきましては参考 1、参考 2、参考 3、参考 4 という形で資

料を付けさせていただいています。参考 4 は 2 組の資料が一緒になってございます。
それから、資料 4 といたしまして、「ハンドル形電動車いすの安全対策について」、これについて参考 1 ということで配らせていただいております。
なお、メインテーブルの委員の皆様方には資料 4、参考 1 の JIS 規格を配らせていただいておりますけれども、これは著作権の関係で委員のみの配付とさせていただきたいと思います。
配付資料は以上でございます。資料の不足等ございましたら御連絡いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。
それでは、これから議事に入ります前にカメラはここまでということにさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
○向殿部会長　どうもありがとうございました。

【議題】
1.「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」及び「乗車用ヘルメット」の技術基準改正について

○向殿部会長　それでは、議事に入りたいと思います。
まず初めに、「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」及び「乗車用ヘルメット」の技術基準改正について事務局から説明をお願いいたします。
よろしくお願いします。
○三木製品安全課長
（資料 2 に基づいて説明）
○向殿部会長　どうもありがとうございました。
審議に入る前に、本日 3 名の方にお見えいただいておりますので、御意見を述べていただきたいと思います。
時間の制約上、誠に申しわけないですが、お 1 人様 5 分程度で意見陳述をお願いしたいと思います。
ます最初に、日本金属ハウスウエア工業組合、事務局長代理、瀬戸明様からお願いしたいと思います。
瀬戸様、よろしくお願いします。
○瀬戸氏　このたびの家庭用の圧力なべ及び圧力がまの技術基準の改正につきましては異議はございません。
現在私どもは、昔からでございますけれども、安全、安心はもとにより、品質の維持、向上に努めているところでございまして、日用金属製品検査センターの御尽力によりまして、研修生を教育して、非常に多くなっている輸入品の不完全商品を水際で何とかとめることができないかというふうなことでやらせいただいているところでございます。
ただ、現況で日常思うことでございますけれども、やはり損害保険ではないのですが、取扱説明書を事細かに列記しますと、なかなか消費者が読んでくれない。事業者組合だから言うわけではないのですけれども、それとあわせて、起こっている事故につきましても製品の不具合はあるのも確かに事実でございますが、誤使用もあることは見逃せないのではないかと思っておりまして、この取扱説明書の記載と実際の消費者の使用と作る側が三位一体といいますか、どこまでお互い調和をもってやれたら一番良い製品を使っていただける、または取扱説明書もあわせて見ていただけるというふうな形で、逆に機会があればアドバイスなども頂戴できればと思っているところでございます。
時間が限られておりますので、私からは先ほど冒頭述べましたように家庭用の圧力なべ及び圧力がまの技術基準改正につきましては異議はございません。
よろしくお願いいたします。
○向殿部会長　どうもありがとうございました。

それでは、次に、委員であります牧野委員からお願いしたいと思います。
牧野さん、よろしくお願いします。
○牧野委員　ありがとうございます。
電気圧力なべ関係について意見を申し述べたいと存じます。
今回の改正案でございますけれども、最近の事故報告、あるいは近時の技術開発の結果等を踏まえて、適正に策定されたものだと私どもは評価いたしております。そういう意味で言えば本改正案に賛意を表したいと思います。
私どもといたしましては、関連の団体、関連のメーカーさんと協力をしながら、新しく制定される技術基準の遵守に向けて、過去からもやってきておりますが、今後とも一層努力いたしたいと思っております。
ありがとうございました。
○向殿部会長　どうもありがとうございました。
それでは、次にヘルメットですけれども、最後になりますが、社団法人日本ヘルメット工業会、事務局長の中西勲様、よろしくお願いいたします。
○中西氏　ヘルメット工業会の中西と申します。よろしくお願いいたします。
今日のこの改正原案につきまして、ヘルメット工業会としては問題なく推移させていただきたいと思っております。
ただ、先ほどもお話がありました表面の 75R の今まで規制があったのが外れますと、輸入品がこれ以上に増えるという懸念は多少我々業界としては持っておりますけれども、一応我々の業界としましてもそういうものを踏まえて、切磋琢磨して対応していきたいと思っています。
数字的には我々工業会で出した数とこちらにあります数字と若干違うのですけれども、それはそんなに大差ありませんので、見ていただきますように、やはり輸入品が数多くなっていますので、その辺の対応もよろしくお願いしたいと思っています。
以上です。
○向殿部会長　どうもありがとうございました。
3 名の方から御意見をいただきました。3 工業会ともよろしいということでございます。
続きまして、この御意見に従いまして、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、それから乗車用ヘルメットの技術基準改正案について委員の皆様方からの御意見をいただきたいと思います。
いかがでしょうか。もしありましたらお手を挙げていただきたいと思います。
どうぞ、青山委員。
○青山委員　ただいまは意見を色々と専門的な知見からお述べいただきまして大変ありがとうございます。
中西委員さんに御質問なのですけれども、75R の規制が外れると輸入品が増加して、若干何となく危惧が生じるのではないかという感じがしたのですけれども、その辺はどういうふうに輸入業界できちんとしてくださるのだろうと思うんですけれど、どのように安全性が担保されるのかというようなことで、どういうふうな方向性でそれを対応しようとしていらっしゃるのかお聞かせいただければと思うのが 1 点です。
それから、先ほど瀬戸さんから御説明をいただきまして、消費者もきちんと取扱説明書を読んで、誤使用のないように安全に気を配って製品を使っていただきたいという、そのお気持ちは十分わかりますし、私どもも消費者団体としても色んなところで啓発活動をしているわけですけれども、ただここで座長の向殿先生がいらっしゃるのに言うのもなんですけれども、予見される誤使用というのはあくまでも製品でカバーすべきだろう。製品の企画の段階できちんとカバーすべきだろうというふうに思って、私は今ここで十分熱が冷めていないのにあけられてしまうというふうなものがまだ出回っていたのかということで、ちょっと愕然とした気持ちがするのですけれども、そういう点で国内のメーカーさんへの御指導というのはきちんとやっていただきたいと思いますので、以上 2 点よろしくお願い

いたします。
○向殿部会長　どうもありがとうございました。
　では、まず中西委員のほうからお願いします。
○中西氏　75R を取ればちょっと懸念があるということで、我々ヘルメット工業会の中ではおおむねこの 75R を堅持しようと、製品の中にとりあえずこれを生かしていこうということで、できるだけヘルメットがより滑りやすい状況にしていこうというのは工業会の皆さんの総意なのですが、今事務局のほうから御説明がありましたように、多少ヨーロッパではそういうものを外しまして、ちょっと変形的なものといいますか、凹凸のようなヘルメットも中にはあります。それを今ヨーロッパのほうでは認めておりますので、それが今輸入の貿易障壁になっておろうかと思います。ですから、それも認めるということになりますと、やはりそういうものか入ってくる可能性がありますので、日本にこれの試験機を持っている試験機関がないんです。ですから、75R をできるだけ残してもらいたいという業界の意見だったんです。
　でも、そういう世の中の流れなので、それを認めても良いだろうということが概ねなんです。それで試験機関のほうにこの試験装置を設置してほしいと。国内のメーカーも一応試験ができるようなものにということをこれからお願いしたいと思っています。
　以上です。
○向殿部会長　では、瀬戸委員のほうから今の誤使用の話を。
○瀬戸氏　その点につきましては、会員には重々注意しておりますので、組合員事業所では全くそういった事故は起きていないのが事実なんですね。賛助会員の中に正直輸入業者がおりますので、その点の周知等、今日はハウスウエア工業組合で来ておりますけれども、私は燕商工会議所の職員でもありますので、職員といいますか、商工会議所で組織を広げますと、その中にやはり圧力なべの輸入業者もおりますので、その点、合わせて周知を図れればと思っておりますし、また私どもで足りない部分につきましては行政機関等の御支援のもとでより一層注意喚起を図っていければ良いかなと思っております。ぜひとも行政様の御支援のほう、お願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。
○向殿部会長　誤使用が多くなれば、これは設計のほうでちゃんと対応しろというのが私の従来の主張ではありますが、今のお話ですと、輸入物は少しその傾向がありそうだけれど、業界、国と共同しながらやっていきたいという御返事でした。ありがとうございました。
　さっきの中西委員の御返事で、世界標準に合わせるようにしたということで、安全性については日本ではチェックできないけれど、安全性は世界標準からいって問題ないと考えてよろしいですか。
○中西氏　そういう基準でヨーロッパの方も行っていると思います。
○向殿部会長　課長。
○三木製品安全課長　先ほどの資料 2 の中に少し書かせていただきまして、少し補足させていただきますと、従来 75R 規定というのがございまして、75R 規定のものは当然今後も合格ということでございますけれども、それ以外のものにつきましてはヨーロッパで義務付けされています表面摩擦試験というのがありまして、表面摩擦試験に合格したものは十分滑らかであるということで認めていきたいと思っておりまして、安全性についてはきちっと担保して道を広げていきたいということでございます。よろしくお願いいたします。
○向殿部会長　どうもありがとうございました。
　青山委員、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。
　ほかにございませんでしょうか。
　どうぞ、大河内委員。
○大河内委員　別に意見とか質問とかではないのですけれども、平成 17 年に行った圧力なべの調査研究に私の名前が出ていて、思い出したのですけれど、圧力なべのテストの結果、大分議論になったんです。圧力なべで何を調理するかということはなかなか全部のも

のについてできませんよね。たしか水と、それから何か特定の固形のものと2つやったのですけれども、そこで何が議論になったかいうと、あらゆるものがこれで良いということはできないとうことと、本当にそれで基準を出せるのかというようなことが中でけんけんがくがくになって、その場でなかなか結論が出なくて、たしか事務局の人たちが大変悩ましい思いをされたというふうに記憶しています。
　それからずっと知らないでいたのですけれども、こういう形で結論が出たということは、私はこれで良いのだというふうに思って、圧力なべってもともと大変危険度の高い調理器具です。ですから、使い始めのときは皆さんどうやって使ったら良いか、普通のおなべとは違いますから、割合にほかのものに比べたら取扱説明書を読むと思うんですね、それを買って使う方は。大変便利に使えるのですけれども、使っているとだんだん慣れてきて、色々な水をかけて圧力を下げたりとか、工夫ができるんです。そういうことでかえってウッカリという誤使用が生じるのではないかと思います。最初からわからなくて誤使用してしまうのではないのではないかと思うんですけれども、何かその辺は調査なさっていますか。
○向殿部会長　いかがでしょうか。
　瀬戸委員のほうで。
○瀬戸氏　調査はしておりませんけれども、ただ、今言われた点を含めまして、最近は、これは憶測で物を申して恐縮なんですが、核家族化と共働きの上で、調理時間をなかなかとれなくなってきているということで、どうしても圧力が完全に抜け切れるまで、あくまで使用者組合の事務局だと思って聞いていただきたいのですが、そこまで我慢できているのかどうか、それと今ほど言われました完全な慣れですね。慣れも年齢とともに多少なり変わってくるものだと私は思っているので、そういった部分では今ほど言われましたとおり、十二分に考える必要があるのだと思っております。
　私自身もたまに調理をするものですから、たまになので慎重にやりますけれども、これが毎日繁忙の中でやれといったら、相当手を抜いてしまうのかなと思っておりますし、また先ほどのお言葉の中の前者にある調理物の問題につきましても、本来であればその点も考えなくてはいけないものとは思うんですが、考えたら切りがない部分でもあるのかなと。
○向殿部会長　大河内委員も良いという話ですが、慣れると危ない可能性があるから、メーカー側もちゃんと情報を提供してということですね。
○大河内委員　ただ、高齢の方にとってはあれは重過ぎるので、きっと高齢の方の事故にはつながらないのではないかと思っています。
○向殿部会長　わかりました。
　ということですので、これからも業界として使用上の情報というのを提供して、安全に配慮していただければと思います。
　ほかにございませんでしょうか。
○小豆澤委員　使うほうで申しわけないのですけれど、私も時々圧力なべを使うものですから、結構重たいなという感じがしているのですが、14年間で64件ということで、1年間で4件ぐらいですね。割と少ないなと実は思ったんですね。潜在的にもっとあるのではないかなと。私自身も非常に危ない思いをしたことが結構あるので、もう少しあるのではないかなと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。
○向殿部会長　これは自分で失敗して、まあしようがない、自分のせいだと思って、届けてないという事故があるのではないかと、そういうお話ですけれど……。
○三木製品安全課長　先ほどの参考資料にも付けてございますけれども、数が最近非常に伸びておりまして、資料2の参考2のところにこの4、5年の推移でございますけれども、圧力なべの通常タイプのもの、それから炊飯器型のもの、どちらもこの数年大幅に伸びてきておりまして、非常にニーズが高い製品で、支持されてきている製品ということだと思います。
　事故件数については、重大事故報告、あるいはNITEの非重大でこういうふうな件数で

ございますけれども、最近もリコールものとかございましたし、台数が増えてまいりますので、安全性については引き続き注視をしていく必要があろうと思っております。
やはり製品も台数が増えてまいりまして、技術開発が進んで、色々と安全性に工夫が凝らされた製品が出てきておりますけれども、他方、輸入品も増えておりますので、きっちりと安全性を担保していく必要があるのかなと思っております。
○向殿部会長　現実には届けがないとわからないということだと思います。これから使用者の意識が上がってきますと、事故報告、その他、ますます NITE に上がってくるかと思います。これから明確になるのではないかと思います。重大事故というか、報告をされた事故ではこのくらいだということだそうであります。
ほかに。
よろしいでしょうか。
3 業界団体もこれでよろしいということでありますので、頂戴した御意見が幾つかありましたので、今後行われるパブリックコメントを踏まえまして、「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」及び「乗車用ヘルメット」の技術基準改正の策定をこれから進めていきたいと思います。
よろしいでしょうか。
どうもありがとうございました。

2.子供のライター使用による事故の防止を図るため、消費生活用製品安全法での安全規制の対象化について

○向殿部会長　それでは、次の議題にいきたいと思います。
子供のライター使用による事故の防止を図るため、消費生活用製品安全法での安全規制について、まず事務局から御説明をお願いしたいと思います。
○三木製品安全課長
（資料 3 に基づいて説明）
○向殿部会長　どうもありがとうございました。
ライターを特定製品に指定しようという提案でありまして、チャイルドレジスタンスを付けたいということです。今回っていますけれど、本当に大人も使い方がわからないようなのがあります。具体的な現状のライターの状況を今日お見えになっています社団法人日本喫煙具協会会長、廣田良平様のほうから御意見を述べていただければと思います。先ほどと同じく 5 分ぐらいのお話でお願いできればと思います。よろしくお願いします。
○廣田氏　それでは、御説明させていただきます。
今、皆さん、お手元でライターをいじくっていただいたと思うんですが、これが今アメリカ、ヨーロッパで流れているチャイルドレジスタンス機能がついたライターです。正直言いまして、多分皆さん方でも使えないと思います。
我々の業界は、資料の現状ですが、これに細かく書いてありますが、フリントライターのオイルライターですとか、注入式のライター、あるいはディスポーザブルライター、こういう色んなライターがあります。これはライターのカテゴリーです。実はこれよりももっともっとたくさんあります。着火方法のカテゴリーとして恐らく 20 種類ぐらいはあるのではないかと思いますが、ここに写真が出ているのは代表的なものと解釈していただいて結構だと思います。
それから、今御説明がありましたように、平成 20 年度、日本の国内販売総数は 6 億 4100 万個です。そのうち、今、子供さんが事故を起こして問題になっているという使い捨てライターが 4 億 9300 万個、これも表に載っております。そして、国内生産も 7700 万個ありますが、これは平成 20 年度のデータですので、今現在でいきますと、国内生産はほとんどないというような数字になります。
ですから、主に中国、ベトナム、タイ、フィリピン、この辺からの輸入が多うございま

す。あとはヨーロッパからの輸入もあります。ですから、流通しているライターの 100%と思ってくださって結構だと思いますが、輸入品でございます。ですから、日本のメーカーとしての立場というのはちょっと難しい。輸入品ですから。

そして、東京都さんの協議会にも我々喫煙具業界の団体ももちろん参加いたしました。

そして、我々の団体の資料の 7 ページを見ていただきたいのですが、ここに使い捨てライターの後ろに貼るシールが印刷してあります。我々日本喫煙具協会は協会員に対して、ISO9994－2005 年版、これの型式の承認を義務付けております。ですから、少なくともアメリカ、ヨーロッパ並みの ISO の基準での検査はしております。これは我々喫煙具協会と製品安全協会さんの SG、これは全く同じ内容の検査でございます。

そして、我々はこのシールの中に「警告」としてまず 1 番目に「子供に触れさせない」、これを両方赤でやってあります。一番この部分が注意していただかなければいけない部分ですので、消費者の皆さんにはこのライターをお買い求めいただいて、使用する前にそのシールを見ていただく。裏を見ていただく。説明書ですね。警告。この部分の第 1 番目が子供になっております。そして、我々も協会事業として色んなイベントを行いましたり、色んなことをやっていますが、その都度、子供さんに対するライターの取り扱い、それをきちんとしてくださいという啓蒙活動はしております。それはもちろん親にですね、子供ではなく。我々子供のときは「マッチ 1 本火事のもと」ですから、火に対する教育はかなり受けてきました。日本の場合は木と紙の家ですから、とにかく火というのは一番危険物ということで、ただ、最近そういう親御さんの教育が昔ほどではなくなってしまったのかなと。そういうものに対して我々の要望としては、東京都さんにもお願いしましたが、色んな機会があるごとに、そういうことの啓蒙運動をしていただきたいということは申し入れをいたしました。

ただ、一番の問題になりますのは、6 億 4000 万個という市場規模があるのですが、この中に日本喫煙具協会が関与できる部分というのは約 50%しかありません。要するに喫煙具協会の会員の商品については全部そういうことで、協会の規定でちゃんと文化用品試験所の ISO9994 の試験を義務付けておりますが、それは日本で流通しているライターの我々の勢力の入っているところというとおかしいですが、影響を及ぼせる部分というのは約 50%しかありません。ということは、残りの 50%は、極端な言い方をしますと、シールも貼ってない。何が何だかわからない。販売責任の電話番号もない。住所もでたらめ。そういうのもあることはあります。

ですから、あくまでも大前提として我々喫煙具協会はとにかく 50%のシェアしか持っていませんということがまず 1 つの前提になります。

それともう 1 つ、この間、東京都と東京消防庁の写真、その他色々見せていただきましたが、その前にも何回かそういう写真を我々は見ております。そのときに一番問題になるのは、火元はライターであると特定できましたと。ここまでは良いんです。その特定したライターというのはどういうライターなのか。それを特定できないということでいつもうやむやになってしまうのですが、我々からすれば、東京都の写真があるのですが、それを見てもわかりますけれども、燃えたカスの現物でも何でもあれば、これがどういうファンクションのライターで、どういうものだったかというのは我々にはわかるわけですね。消防署にはわからないかもしれません。ですから、これから色んな基準を作るのに当たって参考としてぜひ事故を起こす犯人の限定部分を特定していただきたい。何が何でもライターが一から十まで全部だめだと。これは全くもっておかしい。確かにそういうものもあります。そういう可能性もあるわけです。ライターは 6 億個も流れているのですから、子供さんの事故を起こさないようにしなければいけないのはもちろんです。でも、それはそれとしてやりながら、ただ、どういうものを、どういう形で CR にしていったら良いかという特定をしていただくべきだと、そういうふうに思います。

ですから、その辺、これからまた色んな部会などでそういう方向で決まれば、部会ができるわけですね。そのときにそういう方向もあわせて考えながら、逆に我々も協力しなが

ら、御一緒になって、一番正しい道といいますか、ごらんになったように、今のままの CR ですと、まず御老人の方、弱者は使えません。ですから、そういうものも全部考えながら、日本式 CR としてどういう方向があるのかということは我々日本人が考えるべきで、外国からきたものをそのままハイハイと受け取るというのは色々思惑があってできた CR ですから、我々は純然と子供の安全のためにということをやるべきだと、そういうふうに思います。

業界の状況というのは、まずとにかく 50%シェアしかありませんということ。それから、ISO は我々やっていますが、それ以外はできておりません。ただ、欧米は全部制度が義務化されております。ですから、その辺を一緒に絡めてやっていただかなければいけないのではないかと、そういうふうに思います。

よろしく。

○向殿部会長　どうもありがとうございました。

ただいまの御意見、これから WG を設定して、そこで議論を始めていこうという提案であります。その中で今の御議論は相当大事な意見として議論されると思いますけれど、さて、今までの御説明で、御提案、御意見、御質問等ありましたらお手を挙げていただきたいと思います。

どうぞ、お願いします。野坂委員。

○野坂委員　会長に質問があります。

先ほど 50%シェアだという話と、一方で、平成 21 年、現在、国内生産ゼロであるという説明でしたね。

○廣田氏　ゼロに近い。

○野坂委員　ゼロに近いですか。

要するに 50%シェアということは、海外の、例えば中国とかベトナムの製品も協会のメンバーとしてシールが貼られているものがあるということなんですか。

○廣田氏　それはございます。それは中国のメーカー、ベトナムのメーカー、タイのメーカー、色々ございますね。それを協会員が扱う場合はちゃんと文化用品試験所で試験をして、ISO の基準に照らし合わせて、試験をして合格したものにだけ協会がこのシールを発行しております。ですから、同じ中国でも――変な話ですけれど、中国を 1 つの国として捕らえていただきたくないんですね。貼れるメーカーもありますよと。それだけの技術力と商品力があるメーカー。一番悪いのは、中国国内に売るメーカーですね。ただ値段だけの勝負というものもあります。それは当然品質が落ちます。ですから、そういうものは当然 ISO9994 には合致しません。そういうものも日本にはきてしまうということなんです。我々の 50%というのは中国もタイもございますが、それは ISO9994 にたえる商品で、検査を受けております。そういうのが 50%ですという意味です。

○野坂委員　ゼロに近いということですけれど、要するに日本のメーカーは撤退してしまっているわけですか。そういう理解で良いですか。

○廣田氏　そうです。コスト的に全く合いません。

○向殿部会長　よろしいでしょうか。

純国産はほとんどないということ。

ほかに。

ライターの問題は今、色々騒がれておりますので、チャイルドレジスタンスその他を基本に入れながら、国際規格も頭に置いて安全度を高めたい。ある意味では特定製品にするということ。

どうぞ、升田先生。

○升田委員　国際規格というのは、子供は何歳の子供かわかりませんけれど、子供は必ず使えないという前提なのでしょうか。それとも子供の学習能力をばかにしてはいけないわけで、使えるということもあり得るというようなことなのでしょうか。

○三木製品安全課長　先ほどの資料 3 の参考 3 に、アメリカ、ヨーロッパの実際にどうい

うふうに試験しているのかというのがございまして、ここに簡単にまとめてございますけれども、基本的には 51 カ月未満の子供を想定していまして、きめ細かく、42 カ月から 44 カ月の幼児 30 名とか、それぞれの月齢に応じた幼児を何十名ということをパネルとして、実際お子さん 100 名で着けられるか、着けられないか、10 名以下なら合格。基本的には 85%で着かなければ合格と。そういうようなスタイルでありまして、お子さんの中でも小さい、5 歳未満のお子さんを想定して、実際にテストしてやっているというのがヨーロッパ、アメリカのスタイルだと思いますので、これが妥当かどうかということもまた御議論いただくことになろうと思います。

○升田委員　そうしますと、いずれにせよ、何%かは使える可能性は残るわけですね。今おっしゃっている 51 カ月という前提も必ずしもそれが妥当かどうかという問題があるのですが、もう 1 つは、先ほど御紹介がありました取扱説明書をライターに付けているといっても、ライターを使うときに取説なんか読む人はまずいないわけで、そうしますと、もっと積極的な子供と親に対する消費者教育というんですか、先ほどおっしゃいましたように、「マッチ 1 本火事のもと」であれば、当然そういうのも絶えて久しいような気もするのですけれども、もうちょっと積極的な教育もあわせて行わないと、多分この対策を一生懸命やっても、余り効果がない――いやいや、効果があってほしいわけですけれど、ないとなると、またその辺で何か失望感が広がるおそれがないわけではないのではないかという気もしますので、あわせてそういった点も御検討いただきたいと思います。

○向殿部会長　ありがとうございました。

リスクは明らかにされていても、ゼロには当然ならない。消費者教育も必要。

はい、大河内委員。

○大河内委員　EU やアメリカには、今、日本に入ってきているチャイルドレジスタンス機能の付いていないライターは全く入らない、ガードされている状態だというふうに思って良いのでしょうか。そうすると、日本にだけというと変ですけれども、そういう規定を持っていない国にどんどん入ってきてしまうということなのでしょうか。

○向殿部会長　これはどなたが……。

廣田委員。

○廣田氏　アメリカ、そしてヨーロッパ、チャイルドレジスタンスが決定しまして、猶予期間がもちろんあります。猶予期間が終わった後は、税関のほうで、アメリカの場合はテストするラボがございますから、ラボでテストが終わったものは CPSC が合格しましたよというとサーティフィケートが出るわけですね。サーティフィケートがあると、税関はこれでオーケーという形になるわけです。

ですから、原則的にアメリカもヨーロッパも今現在は国のガードがきちんとしておりますので、CR のないライターは原則的に――密輸はあるかもしれませんが、原則的にはないというふうになっています。

○向殿部会長　よろしいでしょうか。

では、青山委員。

○青山委員　そうすると、要するに 6 億 4000 万個のうちの半数が海外で作っていても協会さんのテストを合格して、シールを貼って、それ以外 50%が何もないよということですよね。

○廣田氏　おっしゃるとおりです。

○青山委員　そうすると、その 50%が日本でそれがガードされるとすると、要するに喫煙具協会さんの非常に前向きに取り組んでいらっしゃる内容が評価されて良いというふうに思えるのですけれども、その辺、どうなんですか。

○向殿部会長　はい、どうぞ。

○廣田氏　おっしゃるとおりです。

ですから、本来ならば、そういうものが 50%も市場に存在するほうがおかしいんです。でも、これが全然減らない。というのは、やはり量販店さん、チェーンストアさん、その

他、小売業者さん、皆さんございますが、とにかく値入れ、値入れを要求する。値入れというのは利益ですね。利益を要求しますから、どんどん安いものに走っていく。そうすると、我々ではとてもこの値段ではそういう機能を付けますとできませんよと。というのはISO9994 にするライターと、それを全く無視したライターではケースの気圧が半分違うんですね。片方はペコペコに薄いですから、1 メートルの高さから落とすとポーンと割れてしまうぐらいひどいものもあるわけです。ですから、そういうものが何でこんなに蔓延するかというと、ひたすら値段なんです。ですから、それは安くないと入っていかないというふうになりますから、我々では 50%は、正直言いまして良くいっているほうではないかなと。そして、我々も大手の流通業者さん、あるいは色んなところ、大手さんには喫煙具協会の型式を受けたものを買ってくださいということで、一生懸命 PR して、徐々に徐々には増えてきております。それで 5 割近くなってきて、以前はもっともっと少なかった。3 割ぐらいしかなかった。

ですから、徐々には増えてきていますが、これを全部そういうふうに安全基準をクリアするライターを市場にとなると、今度は流通業者さんの問題になってしまいますので、どうしても安売り競争ですから。

○向殿部会長　どうぞ、長田委員。

○長田委員　すごく大きな課題はたくさんあるのだと思うんですけれども、我々も使えなかったでしょうとおっしゃいましたが、使えなければ使い方を見ます。見れば、あ、そうだ、そうだ、子供の手の届くところに置いてはいけなかったなと、そういうふうに気がつくということもありますので、何が大事かと言えば、本当に小さい幼児が、思いがけないところに誰かが置き忘れたり、置いてしまったもので命を落としたりしないようにということがやっぱり大切なのかなと思います。

あと、その範囲なのですけれども、こういう使い捨てのライターの確かにすごく数が多くて、危険だと思うんですが、もう 1 つは着火型というか、先が長くなって、お線香や花火に火を着けるタイプ、あれもできればそういうふうに機能がついていたほうがずっと良いし、今はそんなにないかもしれませんけれども、お仏壇とかそういういうところに置きっ放しになっているところは非常に多いと思いますので、そこまで範囲を広げていただけたら良いなと思います。

○向殿部会長　今の御意見も今度の WG で議論していただければと思います。

和田委員、どうぞ。

○和田委員　1 つは質問で、1 つは意見なんですけれど、アメリカ及び EU の基準についてなのですけれど、こちらはこれを実施されて以降はそういった危険性のあるものは一応流通していないということで先ほどお話を伺いましたけれど、規制をされる前と後では事故の発生率がどれぐらい変わったのかということをちょっと知りたいと思いました。

それと意見なのですけれど、今は議論の中心が火災のことでお話がずっとされていると思うんですけれど、やはり火傷も危ないと思うんですね。実際に、私、子供が小さいときにライターで火傷をしたことがあるので、消費者教育というふうにおっしゃっても、自分が実際にたばこを吸っていたりとかすれば、子供の手の届かないところにと思うかもしれないのですけれど、うちの場合は親戚の家に行ったときに、たまたまあったライターを持って、何だか見たことのないものだから、いじっているうちに火がついて、火傷という感じのことがあったんですね。なので、本当にちょこっと触っただけで火が付いてしまうものというのはどうなのかと、火災だけではなく、思いました。

○向殿部会長　わかりました。

1 つは質問で、その規制をする前とした後でどれだけ事故データが変わったかというのは何かありますか。

○三木製品安全課長　アメリカは 90 年代から導入されていまして、非常に効果が高いということを CPSC がアピールしておりまして、今、東京都さんの協議会報告、資料 3 の参考 1 を配らせていただいております。この中でもそういう記述がございまして、具体的に

は参考 1 の 3 ページでございますけれども、アメリカの事故状況ということでございまして、平成 6 年と平成 10 年の比較でありまして、四十数％減少しているということでございまして、アメリカ CPSC は大幅に削減できたと、この CR 機能は有効であったという説明ぶりをしております。

ヨーロッパのほうは 2006 年からスタートして、規制はそれ以降ということでございますのであれでございますけれども、導入したところとしては大幅に効果があると言われております。

○向殿部会長　今のに関連してですか。どうぞ。

○野坂委員　素朴な質問ですけれども、そういうふうにアメリカで非常に効果が上がっているという情報があり、しかもアメリカは 94 年から導入されているわけですね。ヨーロッパは 2006 年ということですが、日本の対応は何でこんなに遅かったのか。経産省、あるいは協会に欧米のこういう先進的な事例を把握していたのか、あるいはしていなかったのか、していたけれども対応が遅れたのか、その辺をぜひ聞きたいと思うんですが、いかがですか。

○向殿部会長　これは……。

では、廣田委員のほうから状況を少し。

○廣田氏　もちろん知っております。アメリカが CR を始める前、4 年ぐらい前からアメリカがどういう形で CR をするか、その CR の動機は何で CR をやるかというところから始まって、アメリカが CR になる前から知っていますし、アメリカの CR がどういう形でなったかももちろん知っています。それに続いて今度ヨーロッパも CR を始めたいというのがありまして、それも我々はよく知っております。というのは、我々日本はメーカーはございませんが、我々は中国から輸入しているわけですが、出資している合弁会社もありますし、それは当然ヨーロッパ、アメリカに輸出しているわけですから、CR の最初からそういうものは全部よく存じ上げてはおります。

ただ、アメリカの CR もヨーロッパの CR も CR 以前に ISO9994 という安全基準の批准があったわけですね。これを守らなければいけないよと。日本はそれもまずないわけですから、まず我々とすれば、CR 以前に ISO の 9994、要するにライター自体の安全から入っていくべきかなと。そういうところからきて、今現在に至っているというところです。

よろしいですか。

○向殿部会長　という経緯であります。

何か……。良いですか。

○三木製品安全課長　経産省としてどうかということでは、そういう意味では御批判は甘んじて受けなければいけないのかなと思っています。

ただ、日本の場合、全般、子供の安全性に関して、先ほども委員の方から御意見がありましたけれども、こういう製品側のハード面の対応と、例えば親の教育も含めた使い方の問題というところで、ハード面の対策をもっとやるべしという社会的関心の部分でもっと大きな声として上がってきていない部分があったのかなという印象は持っております。

ただ、重大事故報告制度というのが平成 19 年からできておりますし、事故情報をどんどん集めようと。消費者庁ができまして、今日、消費者庁の野村課長もいらしていただいていますけれども、事故情報をどんどん集めていこう。集まるような時代になって、そういう事故情報を踏まえて、ものづくりに反映させていこうという過程に今入っているのだと思います。そういう意味ではこういう子供に関する安全対策というのは重要な要素だろうと思いまして、小さいお子さんが使うというような可能性がある製品の場合の安全対策をハード面からどこまでやっていくべきなのか。もちろんソフト面の教育、あるいは普及啓発ということも大事なのでしょうけれども、やはりハード面の対策ということも必要であろうということで、今回やや遅いという御批判はあるかもわかりませんけれども、御議論いただいて、ハード面の対策も検討してまいりたいと思っております。

消費者庁にも東京都さんから要望がございますし、この消費生活用製品安全法について

は重大事故報告の受付・公表は消費者庁に移りましたし、技術基準の策定については消費者庁に御相談しながらやるという規定にもなってございますので、消費者庁の野村課長にも今日、御出席をいただいて、例えば事故情報の収集のあり方等々、そういうところも連携をしながら今後検討してまいりたいと思っております。
○向殿部会長　よろしいですか。
　どうぞ。
○長田委員　今のお話で事故情報の収集のところで野村課長のほうに申し上げるべきかもしれないのですが、事故情報のデータベースの一元化で、各省庁の情報がデータベースでつながるようになって試行が始まっていると思います。加えて、ぜひ消防の情報が入るように努力をしていただきたいと思います。東京都がこれに取り組めたのは東京消防庁の情報を突き合せるという仕組みがあるからだと思いますので、ぜひその努力をしていただきたいと思います。
○向殿部会長　野村課長、よろしいでしょうか。
　経産省、消防庁、警察もある程度連携することによって情報は非常に早く入るということ。それから、今、野坂委員が言われたように、日本は少し安全基準が遅れているところがありまして、やっと世界指標に追いつきつつある、一生懸命やっているというところでありますので、ライターに限らず、ほかのものでもまだたくさんあるかもしれませんので、経産省、探してみて、危ないのは早く手を打つという……。
　ほかによろしいでしょうか。
　どうぞ、若井委員。
○若井委員　ガスライターというのはSG製品で、昔は大変多くSGマーク貼付をやっていました。これはASTMの規格――先ほどおっしゃったISOの9994ですか、あれに合致する、適応するような規格で、SGマークをやってきております。ですから、94年とか、その当時からSGマークをやっているわけですけれど、先ほど言ったチャイルドレジスタンスの話も過去のデータを見てみますと、議論はされております。議論はされていて、いつ導入するかという話で、ちょうど5年ぐらい前にSG基準改正をやりましたけれど、そのときも議論されていて、かなり議論が煮詰まっていましたけれど、残念ながら時期がまだ至っていないと。時期がまだ至っていないというのは、先ほど喫煙具工業協会の会長様がおっしゃいましたように、ISO自体も取っていないところがたくさんあるわけですね。それで、ISOを取って、さらに上というと、ISOの水準にまずキャッチアップしてもらいたいんです。キャッチアップしてもらいたいのを飛び越して上というのはなかなか行きにくいなという話と、それから試験方法自体が非常に難しい。幼児を100人ぐらい集めてやらなければいけないという試験方法の問題がございましたので、そのときは見送ったというのが状況でございます。
　ただし、先ほどありましたけれど、アメリカもCRをやっていますし、ヨーロッパも引き続いてやっています。それから、課長が御説明されましたように、大体半分ぐらいになる。数年かけてですけれど、半分ぐらいに事故率がなりますというのはヨーロッパでも解析していますので、今は日本でもCRをやる時期ではないかなと思っています。
○向殿部会長　どうもありがとうございました。時期は熟したということだと思います。
　よろしいですか。
　まだあるかと思いますけれども、今、色々御意見が出ましたので、これはワーキンググループの委員の方に議論していただくということにしたいと思います。
　それから、ワーキンググループの委員の人選につきましては、部会長に御一任願えればと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
　事務局は、このワーキンググループの検討会と部会へのフィードバックを今の議論、たくさん意見が出ましたので、よろしくお願いとしたいと思います。

3.その他

○向殿部会長　さて、最後の議題になりますけれども、ハンドル形電動車いすについて、これも事務局のほうが御説明を願いたいと思います。
○三木製品安全課長
（資料 4 に基づいて説明）
○向殿部会長　どうもありがとうございました。
　ハンドル形電動車いすは確かここで議論して、JIS を制定し、できたら特定製品にという議論をいたしましたけれども、今のお話にあったように、ユーザーからの要望もあって、JIS 規格は 12 月 21 日制定と書いてありますね。これを特定製品にするかどうかというのは少し注目をしながら、様子を見て徐々に議論していきたい。そういう審議内容でありますけれど、何か御質問、御提案がございましたら……。
　よろしいですかね。
○升田委員　電動車いすといいますと、本来歩行者の補助具という位置付けですけれども、実際にはミニミニ自動車と言って良いわけですね。はっきり言えばですね。その場合に、従来、今御説明がありました効果的な運転講習会についてということで、そこは十分認識が高まりつつあると思うんですけれど、多分 NITE の報告書を見ましても決して事故は少なくなっていませんし、むしろ色々な態様での事故が出てきている。実際に町で見聞していても、相当幅広く利用していただいていて、自動車感覚というとなんですけれども、そういうところがあると思うんですね。本来補助介具ですから、付き添いが要るはずなのに、このタイプになると付き添うが突然要らなくなるという問題があるというのは私は大分前からお話ししているのですけれど、しかし、色んな事情でそれがなかなかできないわけですけれども、せめて講習を相当期間――自動車を運転するのは免許が必要で、ある程度習熟することが必要ですけれども、この種のタイプについて全くそれがないという、もちろん免許が必要だというところまではなかなか合意はできないわけですけれども、しかし、そこまで至らなくても、相当の習熟というものが必要であり、かつ、向き、不向きもあるわけですし、先ほどおっしゃった選択を適正にするといっても、だんだん能力は衰えていくはずなんですね。したがって、ある時点でこれでオーケーだといっても、たちまちのうちに身体能力、判断能力、特に判断能力のほうは非常に衰えていく。しかもまだら的に衰えていくわけなんですね。
　そうしますと、色んなことを考えると、総合的な対策とおっしゃって、非常に聞こえは良いのですけれども、非常に難しい面があるのと、もう最初の時点でそういう製品だというのをそれこそ十分に認識していただくような義務付けをするかどうかも含めて御検討いただきたいと思いますけれども、仮にそうであっても、判断能力、認識能力が落ちているわけですので、それでも私は事故は恐らく減らないというか、目に見えて減らないというおそれがあるのではないかと危惧していますので、ひとつ十分に御検討いただきたいと思います。
○向殿部会長　今の問題、特に高齢者、率直に言うと認知症とか色々な方が出てきて、本人は気が付かないけれど、相当危ないことになり得るということも可能性としては考えられる。しかし、免許もないので、ある程度能力があって、訓練をして、免許とまで言わないけれど、ちゃんと教育をした方に乗っていただくというようなあたりを少し一緒に考えていかないといけないという御意見ですね。
　ほかにございませんか。
　よろしいですかね。
　それでは、ただいまの御説明、それから御議論を踏まえまして、これからこのハンドル形電動車いすの件、進めさせていただきたいと思います。
　一応、今日の議題は全部終わりましたので、事務局で何か連絡事項がございましたらお願いいたします。
○三木製品安全課長　本日の議事録、議事要旨に関しましては、事務局で作成いたしまし

て、後日委員の皆様に御確認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。その上で公開させていただきたいと思っております。
　また、次回につきましては、ワーキンググループ等の状況を踏まえながら部会長とも御相談をして日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。
　以上でございます。

【閉会】
○向殿部会長　それでは、以上をもちまして、消費経済審議会製品安全部会を終了したいと思います。
　本日は、御多忙中のところをお集まりいただきまして、御熱心に御議論いただきましたこと、深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

問い合わせ先
経済産業省商務流通グループ製品安全課
電 話：03-3501-1512
ＦＡＸ：03-3501-6201